

令和4年9月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日(金) 午後2時06分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏(欠席)	4番 木村 博佳
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志(欠席)	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(2名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月に入り、朝夕は幾分涼しくなり、秋の気配を感じる季節となりました。

6日の台風11号の接近では、大きな被害は無かったと聞いておりますが、強風の影響で作物の今後の生育が気になるところです。

8月26日に、福岡県農業会議朝倉支部会議が開催され、秋の農作業賃金の改定協議を行いました。農作業賃金の改定表につきましては皆様のお手元に配布しておりますので、ご参考にしてください。

また、新型コロナウイルス感染症に感染する人の数が減少傾向となってきましたが、引き続き、感染症対策に取り組んでいただき、感染予防をお願いいたします。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案4件、報告事項4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号3番委員、同19番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、4番 木村 博佳 委員、5番 草場 小夜子 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、干潟地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作が不便なため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何か有りませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、福童地内の田1筆、畑3筆、合計4筆です。

露天駐車場を設置するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、西鉄天神大牟田線端間駅から概ね500メートル以内の区域内にある農地となるため、農地区分としては位置図に記載していますように、第2種農地に分類されます。

第2種農地ですので代替地の検討が必要となりますが、代替地の検討はなされています。

また、土地利用計画図及び雨水計画図を見ていただきますと、周囲の境界にコンクリートブロックが設置されています。現在、南側の農地の部分が下がっている状況ですので、北側の道路の方に雨水を流すために、南側の方に少し盛り土をした上で傾斜をつけ、北側の市道の方へ排水する計画となっています。

なお、水利関係承諾書につきましては、申請者は関係者と協議を重ねられたようですが、以前からの冠水問題により、地元からの承諾が得られなかったとのことでした。

しかしながら、県の指導に基づいて水利関係承諾書の添付をお願いしたところですが、農地法上の必須条件ではないため、今回、受付を行っているところでは、

次に、番号2は、下岩田地内の田1筆です。

農家(分家)住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、申請地の東側、水路を渡って、農地が連担する位置関係になっていますので、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内の農地であることから、第1種農地に区分されます。

第1種農地ですので、基本的に許可が出来ないところですが、例外規定というものを持っておりまして、周辺の状況から集落接続

となるため、例外規定に合致し、立地基準を満たすこととなります。
また、土地利用計画平面図に有りますように、周囲にコンクリートブロックを新設する計画となっています。

なお、上水につきましては、公共上水道がまだ、通じていないため、井戸を利用することになります。下水道に関しては、北側市道内の公共下水管が来ておりますので、そちらに接続する計画となっています。

また、雨水排水についても北側市道の道路側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、先月開催しました、地区会議におきましては、番号2については、了承いただいたところですが、番号1については、地元の水利承諾が得られていないということで、承認できないとの意見と、排水の課題は申請人だけの問題ではないとの観点から、転用はやむを得ないとの意見があり、両論併記となったところです。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、番号1については、地区会議にて再審議を行うこととの意見の一致をみました。番号2においては、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 第2号議案について、採決を行います。案件により意見が分

かれていますので、分割して、採決を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。よって、分割採択を行います。
先ず、議案第2号の内、番号2について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、番号2の案件は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第2号の内、番号1については、地区会議において、再度審議をお願いすることで採決を行ってよろしいでしょうか。
(質問、意見なし)

○議長 地区会議において、再度審議をお願いすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、原案は再度、地区会議で審議をお願いいたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転1件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。
議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。
番号1は、吹上地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、福童地内の田7筆、畑1筆、合計8筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小(離農)のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書4ページ、番号3は、古飯地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小(離農)のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号4は、横隈地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会委員 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、13件の提案理由の説明をいたします。

本来、11月に諮るべき案件ですが、農地中間管理機構として県農業振興推進機構が間に入るため、最終的に利用権の設定を受ける者との利用権設定に時間がかかるため、今月の審査となっているところです。

議案書5ページをご覧ください。

番号1は、津古地内の田1筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号2は、津古地内の田2筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号3は、津古地内の田2筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、議案書 6 ページをご覧ください。

番号 4 は、津古地内の田 1 筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号 5 は、津古地内の田 2 筆、乙隈地内の田 1 筆、合計 3 筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号 6 は、津古地内の田 1 筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

議案書 7 ページをご覧ください。

番号 7 は、津古地内の田 2 筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号 8 は、津古地内の田 2 筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号 9 は、乙隈地内の田 1 筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

議案書 8 ページをご覧ください。

番号 10 は、津古地内の田 2 筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号11は、津古地内の田1筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号12は、津古地内の田1筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

議案書9ページをご覧ください。

番号13は、乙隈地内の田1筆です。

県農業振興推進機構を介しての賃貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

以上、13件については、最終的に、筑紫野市西小田のA組合法人が耕作されることとなります。

なお、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会よりご報告をお願いします。

○第3分科会委員 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第3分科会から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。  
番号1は、福童地内の田6筆です。  
売買のため、合意解約されたものです。  
次に、番号2は、古飯地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されたものです。  
議案書11ページ、番号3は、津古地内の田1筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告をいたします。  
番号1は、大板井地内の田、現況は宅地の一部となっているところ。1筆です。  
敷地拡張を行うため、届出が提出されたものです。  
なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。  
報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、福童地内の田1筆です。露天駐車場を設置するために届出が提出されたものです。

次に、番号2は、福童地内の田1筆です。建売住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○事務局 次に、報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

議案書14ページ～16ページをご覧ください。

まず、農地所有適格法人について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

それでは、番号1について、報告いたします。

番号1は令和4年8月17日に、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年9月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年9月9日(金) 午後 2時47分閉会